

医政歯発 0401 第 1 号
平成 28 年 4 月 1 日

各

都 道 府 県
保健所を設置する市
特 別 区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局歯科保健課長
(公 印 省 略)

「第3次食育推進基本計画」に基づく歯科口腔保健を通じた食育の推進について

食育基本法(平成17年法律第63号)第16条第1項に基づく標記計画の決定に伴い、今般、「第3次食育推進基本計画」の決定について(医政発 0318 第 15 号・健発 0318 第8号・生食発 0318 第1号・雇児発 0318 第2号)が発出されたところであり、下記の事項に特段のご配慮をお願いするとともに、歯科口腔保健を通じた食育の更なる推進に努めていただきたい。また、都道府県におかれては、管内市町村(保健所設置市及び特別区除く。)に対する周知及び適切な支援をお願いする。

記

1 地方公共団体による食育推進計画の策定への参画について

食育基本法第17条及び第18条において、都道府県及び市町村は、食育推進基本計画を基本として、食育推進計画(以下「計画」という。)の策定に努めることとされている。第3次食育推進基本計画の決定に伴う各都道府県・保健所を設置する市・特別区における計画の見直しに当たっては、「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」をはじめとした歯科口腔保健の重要性の観点から、計画の見直しに参画するようお願いする。

また、各都道府県におかれては、管内の市町村において、すでに計画を策定している場合にはその見直し、計画を策定していない場合にはその策定が促進されるよう積極的に働きかけ、情報提供とともに技術的な支援にも努めていくなど、適切な支援をお願いする。

2 歯科口腔保健を通じた食育の取組の推進について

健康寿命の延伸につながる食育を推進していくうえで、「噛む」「飲み込む」といった口腔機能が十分に発達し維持されることが重要であることから、口腔機能に着目した歯科保健サービスを含めた歯科口腔保健の推進は、「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」の推進においても、食育の観点からも重要である。

このため、具体的な目標として、「ゆっくりよく噛んで食べる国民の割合」の増加を掲げている。小児期においては、歯・口腔機能の発達状況に応じた支援、成人期においては食べる速さ等の食べ方に着目した支援、高齢期においては口腔機能の維持・向上等の支援や口腔機能の低下による誤嚥・窒息の防止をはじめとした支援など、各ライフステージに応じた支援が必要とされていることから、関係機関、関係団体等様々な関係者が主体的かつ多様な連携・協働をし、健やかで豊かな生活を送るため、目標の達成に向けた取組の推進をお願いする。

3 多様な関係者の連携・協力の強化による取組の推進について

食育は幅広い分野にわたる取組が求められる上、様々な家庭の状況や生活の多様化といった食育をめぐる状況の変化を踏まえると、より一層きめ細やかな対応や食育を推進しやすい社会環境づくりが重要である。「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」においても、「60歳代における咀嚼良好者の割合の増加」など食育に関連する口腔機能に着目した指標が位置付けられており、目標の達成に向けて、地方公共団体、教育関係者、農林漁業者、食品関連事業者、ボランティア等、食育に係る様々な関係者と主体的かつ多様に連携・協働した取組の推進をお願いする。

以上